

平成26年9月議会

議案説明資料

		ページ
1	補正予算案	
	議案第174号	平成26年度福岡市一般会計補正予算案（第2号）
		・・・1
2	一般議案	
	議案第184号	福岡市立つくし学園に係る指定管理者の指定について
		・・・5
	議案第185号	福岡市立ふよう学園に係る指定管理者の指定について
		・・・8
	議案第187号	地方独立行政法人福岡市立病院機構定款の一部変更について
		・・・11

保健福祉局

1. 補正予算案

一般会計

議案第174号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案（第2号）

総括

歳出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保健福祉費	196,124,286	932,287	—
その他（本補正外）	4,764,479	—	—
歳出合計	200,888,765	932,287	—

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
932,287	197,056,573	99,309,825	97,746,748
—	4,764,479	1,424,764	3,339,715
932,287	201,821,052	100,734,589	101,086,463

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P6 ↳ P7	4 保健福祉費	2 保健衛生費	3 感 染 症 対 策 費	4,163,633	932,287 [関連歳入 なし]	5,095,920
その他(本補正外)				196,725,132	—	196,725,132
歳 出 合 計				200,888,765	932,287	201,821,052

説 明

感染症予防等経費の追加

予防接種費

水痘予防接種の定期接種化による予防接種（委託実施）の追加及び高齢者肺炎球菌
 予防接種の定期接種化による予防接種（インフルエンザ）の追加

区 分		補正前の額	補正額	計
予防接種（委託 実施）	需用費	9,258	892	10,150
	役務費	6,546	5,243	11,789
	委託料	2,035,516	744,759	2,780,275
	その他（補正外）	959	—	959
	小 計	2,052,279	750,894	2,803,173
予防接種（イン フルエンザ）	需用費	1,066	1,017	2,083
	役務費	—	6,206	6,206
	委託料	511,932	174,170	686,102
	その他（補正外）	627	—	627
	小 計	513,625	181,393	695,018
その他（補正外）	1,339,216	—	1,339,216	
計	3,905,120	932,287	4,837,407	

2 一般議案

議案第 184 号

福岡市立つくし学園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立つくし学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立つくし学園
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人 福岡障害者支援センター
- (3) 指定する期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、
「就労継続支援（B型）」、「自立訓練（生活訓練）」の事業に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持、修繕等に関する業務。
- (2) 応募資格
福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり、かつ現に経営している社会福祉法人で、指定期間中、安全かつ円滑につくし学園の管理運営ができる法人
 - ア 障害者支援施設を経営する事業
 - イ 障害福祉サービス（ただし、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業に限る）を経営する事業* 上記の事業を地方公共団体から委託されて実施している場合も含む。
- (3) 応募者
 - 1 団体
 - ・社会福祉法人 福岡障害者支援センター
- (4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会
委員 6 名
 - ・[学 識 経 験 者] 松崎 佳子 （九州大学大学院人間環境学研究院教授）
 - ・[保健福祉施設有識者] 木高 徳典 （福岡県知的障害者福祉協会会長）
 - ・[地 域 福 祉] 末永 須磨子 （福岡市民生委員児童委員協議会常任理事）
 - ・[市保健福祉審議会委員] 高嶋 正章 （福岡市立生の松原特別支援学校校長）
 - ・[公 認 会 計 士] 升永 清朗 （公認会計士）
 - ・[保 護 者 代 表] 小柳 浩一 （つくし学園保護者会会長）
- (5) 募集・選定経過
 - ・第 1 回選定・評価委員会 平成 26 年 5 月 1 日（募集要項及び選定基準・方法決定）

- ・募集要項配付期間（募集期間） 平成26年5月7日から平成26年6月20日まで
- ・選定委員による施設視察 平成26年6月4日，13日
- ・第2回選定・評価委員会 平成26年7月17日（応募者ヒアリング，委員による審査）
- ・第3回選定・評価委員会 平成26年7月28日（最終選定）

(6) 委託料の上限額

平成26年度：0円（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の訓練等給付費収入等で運営）

4 選定結果

(1) 審査項目，審査基準

審査項目	配点 (100点満点)	審査の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的を理解しているか。 ・利用者である障がい者への理解，配慮した取組みを考えているか。 ・施設の管理運営への意欲がある。 ・管理運営体制を整えているか。
B 施設の効用を十分発揮させるとともに，経費の縮減が図られること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労や工賃の増額など，就労支援にかかる方策が示されているか。 ・開所日数や利用時間の増，送迎サービスの実施など園内生活全般についてサービスの充実策が示されているか。 ・グループホームや短期入所の活用等による保護者の負担軽減など，園外生活全般についてサービスの充実策が示されているか。 ・障がい者ニーズを把握しているか。 ・実現性の高い事業計画を示しているか。 ・収支予算書が妥当であり，効率的運営のための工夫がなされているか。 ・障がい者事業への実績があるか。
C 施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性，信頼性がみられるか。 ・管理運営に必要な職員の配置がなされているか。 ・職員の研修計画の内容はどうか。 ・施設の維持管理の対応の内容はどうか。 ・事故や災害時の対応の内容はどうか。 ・個人情報保護と管理対策，苦情処理の対応の内容はどうか。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域との交流等への取組みの内容はどうか。 ・施設の役割，内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか。

(2) 審査結果

審査項目	配点 (100点満点×6人)	得点 (福岡障害者支援センター)
A	120点 (20点×6人)	104点
B	240点 (40点×6人)	202点
C	180点 (30点×6人)	146点
D	60点 (10点×6人)	51点
合計 (得点率)	600点 (100%)	503点 (83.8%)

(3) 選定理由

上記の審査結果及び、下記の理由により、社会福祉法人福岡障害者支援センターを指定管理者の候補者として選定したものである。

- ・障がい福祉の事業実績が充分であり、経験と実績を活かした業務遂行が可能である。
- ・施設の目的を理解し、職員増員、作業工賃アップなど、利用者サービス向上策を具体的に提案しており、施設の管理運営に関して高い意欲を持っている。

議案第 185 号

福岡市立ふよう学園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立ふよう学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立ふよう学園
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人 野の花学園
- (3) 指定する期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、
「就労継続支援（B型）」、「自立訓練（生活訓練）」の事業に関する業務。当該施設本体及び附
属設備の維持、修繕等に関する業務。
- (2) 応募資格
福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり、かつ現に経営している
社会福祉法人で、指定期間中、安全かつ円滑にふよう学園の管理運営ができる法人
 - ア 障害者支援施設を経営する事業
 - イ 障害福祉サービス（ただし、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就
労継続支援の事業に限る）を経営する事業*上記の事業を地方公共団体から委託されて実施している場合も含む。
- (3) 応募者
1 団体
・社会福祉法人 野の花学園
- (4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会
委員 6 名
 - ・[学 識 経 験 者] 松崎 佳子 （九州大学大学院人間環境学研究院教授）
 - ・[保健福祉施設有識者] 木高 徳典 （福岡県知的障害者福祉協会会長）
 - ・[地 域 福 祉] 末永 須磨子 （福岡市民生委員児童委員協議会常任理事）
 - ・[市保健福祉審議会委員] 高嶋 正章 （福岡市立生の松原特別支援学校校長）
 - ・[公 認 会 計 士] 升永 清朗 （公認会計士）
 - ・[保 護 者 代 表] 岡 末隆 （ふよう学園保護者会顧問）
- (5) 募集・選定経過
 - ・第 1 回選定・評価委員会 平成26年 5 月 1 日（募集要項及び選定基準・方法決
定）
 - ・募集要項配付期間（募集期間） 平成26年 5 月 7 日から平成26年 6 月20日まで
 - ・選定委員による施設視察 平成26年 6 月 4 日、13日

・第2回選定・評価委員会

平成26年7月17日（応募者ヒアリング，委員による審査）

・第3回選定・評価委員会

平成26年7月28日（最終選定）

(6) 委託料の上限額

平成26年度：0円（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の訓練等給付費収入等で運営）

4 選定結果

(1) 審査項目，審査基準

審査項目	配点 (100点満点)	審査の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的を理解しているか。・利用者である障がい者への理解，配慮した取組みを考えているか。・施設の管理運営への意欲がある。・管理運営体制を整えているか。
B 施設の効用を十分発揮させるとともに，経費の縮減が図られること	40点	<ul style="list-style-type: none">・一般就労や工賃の増額など，就労支援にかかる方策が示されているか。・開所日数や利用時間の増，送迎サービスの実施など園内生活全般についてサービスの充実策が示されているか。・グループホームや短期入所の活用等による保護者の負担軽減など，園外生活全般についてサービスの充実策が示されているか。・障がい者ニーズを把握しているか。・実現性の高い事業計画を示しているか。・収支予算書が妥当であり，効率的運営のための工夫がなされているか。・障がい者事業への実績があるか。
C 施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none">・経済的な安定性，信頼性がみられるか。・管理運営に必要な職員の配置がなされているか。・職員の研修計画の内容はどうか。・施設の維持管理の対応の内容はどうか。・事故や災害時の対応の内容はどうか。・個人情報の保護と管理対策，苦情処理の対応の内容はどうか。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none">・他の施設や地域との交流等への取組みの内容はどうか。・施設の役割，内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか。

(2) 審査結果

審査項目	配点 (100点満点×6人)	得点 (野の花学園)
A	120点 (20点×6人)	106点
B	240点 (40点×6人)	207点
C	180点 (30点×6人)	147点
D	60点 (10点×6人)	49点
合計 (得点率)	600点 (100%)	509点 (84.8%)

(3) 選定理由

上記の審査結果及び、下記の理由により、社会福祉法人野の花学園を指定管理者の候補者として選定したものである。

- ・障がい福祉の事業実績が充分であり、経験と実績を活かした業務遂行が可能である。
- ・施設の目的を理解し、職員増員、作業工賃アップなど、利用者サービス向上策を具体的に提案しており、施設の管理運営に関して高い意欲を持っている。

議案第 187 号

地方独立行政法人福岡市立病院機構定款の一部変更について

1 変更理由

本件は、福岡市立こども病院・感染症センターの移転等に伴い、地方独立行政法人福岡市立病院機構が設置し、及び管理する病院の名称及び所在地を改める必要があるため、同法人の定款の一部変更について、地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 変更内容

平成 26 年 11 月 1 日に開院する新病院の名称を、「福岡市立こども病院」とするとともに、所在地を「福岡県福岡市東区香椎照葉五丁目」とするもの。

3 施行日

平成 26 年 11 月 1 日

【参考】地方独立行政法人福岡市立病院機構定款新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新												
<p>第3章 業務の範囲及びその執行</p> <p>第17条 法人が設置し、及び管理する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市民病院</td> <td style="text-align: center;">福岡県福岡市博多区吉塚本町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>福岡市立こども病院・感染症センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>福岡県福岡市中央区唐人町二丁目</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	福岡市民病院	福岡県福岡市博多区吉塚本町	<u>福岡市立こども病院・感染症センター</u>	<u>福岡県福岡市中央区唐人町二丁目</u>	<p>第3章 業務の範囲及びその執行</p> <p>第17条 法人が設置し、及び管理する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市民病院</td> <td style="text-align: center;">福岡県福岡市博多区吉塚本町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>福岡市立こども病院</u></td> <td style="text-align: center;"><u>福岡県福岡市東区香椎照葉五丁目</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	福岡市民病院	福岡県福岡市博多区吉塚本町	<u>福岡市立こども病院</u>	<u>福岡県福岡市東区香椎照葉五丁目</u>
名称	所在地												
福岡市民病院	福岡県福岡市博多区吉塚本町												
<u>福岡市立こども病院・感染症センター</u>	<u>福岡県福岡市中央区唐人町二丁目</u>												
名称	所在地												
福岡市民病院	福岡県福岡市博多区吉塚本町												
<u>福岡市立こども病院</u>	<u>福岡県福岡市東区香椎照葉五丁目</u>												